

# 入札説明書

## 1 契約の方法

福島県企業局業務委託に係る一般競争入札実施要領（平成 27 年 11 月 19 日制定）に基づく一般競争入札とする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に記載のとおり。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認申請手続

### (1) 入札参加者の資格確認申請

入札に参加を希望する者は、所定の業務委託に係る一般競争入札参加資格確認申請書に、入札公告に掲げる条件を満たしていることを確認できる書類を添付して、次の場所に提出すること。

### (2) 入札参加資格確認申請に必要な書類の提出方法等

ア 提出先 郵便番号 9 7 1 - 8 1 8 5

福島県いわき市泉町字小山 3 1 0 番地

福島県企業局いわき事業所総務課

電話 0 2 4 6 - 5 6 - 5 8 2 1

イ 提出部数 1 部

ウ 提出方法 郵送又は持参とする。

郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法によること。

エ 提出期限 令和 7 年 3 月 4 日（火）午後 5 時 1 5 分

### (3) その他

ア 提出期限以後における差替え及び再提出は認めない。

イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

## 4 設計図書等の閲覧

### (1) 閲覧に供する書類（以下「設計図書」という。）

設計書（金額抜き）、仕様書

### (2) 閲覧期間

令和 7 年 2 月 2 1 日（金）から令和 7 年 3 月 4 日（火）まで

ただし、土曜日及び日曜日を除く。

### (3) 閲覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(4) 閲覧場所

福島県企業局いわき事業所 1 階設計図書閲覧室

5 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 2 月 2 1 日（金）から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）まで

(2) 受付方法

所定の様式に必要な事項及び質問事項を記載し、電子メール、郵送又は持参いずれかの方法により下記の受付場所に提出すること。

(3) 受付場所

郵便番号 9 7 1 - 8 1 8 5

福島県いわき市泉町字小山 3 1 0 番地

福島県企業局いわき事業所総務課

電話番号 0 2 4 6 - 5 6 - 5 8 2 1

電子メール kigyou.iwaki@pref.fukushima.lg.jp

(4) 回答方法

令和 7 年 3 月 3 日（月）までに、福島県企業局いわき事業所のホームページに掲載する。

6 入札参加資格の通知

(1) 入札参加資格の確認結果については、書面で通知する。

通知書発送予定日 令和 7 年 3 月 7 日（金）

(2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

(3) (2)により説明を求める場合には、令和 7 年 3 月 1 1 日（火）午後 5 時 1 5 分までに、3 (2)アに記載の提出先に書面で提出しなければならない。

(4) (3)により書面が提出されたときは、令和 7 年 3 月 1 3 日（木）までに電子メール等により書面で回答するものとする。

7 入札の日時及び場所等

(1) 日時 令和 7 年 3 月 1 9 日（水）午後 3 時 3 0 分

(2) 場所 福島県いわき市泉町字小山 3 1 0 番地

福島県企業局いわき事業所 1 階会議室

(3) 入札書等の提出方法

入札書は、6 (1)の通知書の写しを添付し、入札会場にて提出すること。

なお、代理人が入札に参加する場合は、当該代理人に入札に関する一切の権限を委

任する旨を記した委任状を提出すること。

(4) 見積内訳書の提出

1 回目の入札金額に対応した見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。）を入札書と併せて提出すること。

8 落札者の決定方法等

(1) 入札書に記載する金額

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の  $110$  分の  $100$  に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく最低制限価格は設けない。

(3) 再度入札

落札者が決定されない場合は、直ちに再度入札を行う。但し、入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

(4) 随意契約への移行

再度入札においても落札者が決定されない場合は、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 8 号の規定により、再度入札の参加者を対象とする随意契約に移行する。

9 入札の無効

2 で定める入札に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 契約に係る条件等

(1) 契約金額

契約金額は、入札書（随意契約に移行した場合は見積書）に記載された金額に当該金額の  $100$  分の  $10$  に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(2) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の  $100$  分の  $3$  以上の額の入札保証金を納付しなければならない。但し、福島県企業局財務規程（昭和 44 年福島県企業局管理規程第 8 号。以下「財務規程」という。）第 197 条第 1 項各号の規定に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の納付を免除された者が落札者となった場合において、その者が契約を締結しないときは、落札者が提出した入札書（随意契約に移行した場合は契約

の相手方に決定された者が提出した見積書)に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

落札者が、別途契約権者から指示された期間内に契約書案を提出しない場合においても、契約締結の意志がないものと見なし同様の取扱いとすることがある。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。但し、財務規程第179条第1項各号の規定に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(4) 連帯保証人

財務規程第184条第1項の規定による。

(5) 前払金

財務規程第65条で定める前払金の規定は適用しない。

(6) 契約書

別紙「業務委託契約書(案)」のとおり。

(7) 契約の確定時期

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により、発注者及び受注者が記名押印したときに確定する。

11 その他

(1) 提出する書類は、すべて日本産業規格A列4版とすること。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)の規定に基づく入札参加資格制限の対象となる場合がある。

(3) 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

(4) その他不明な点は、次に照会すること。

福島県いわき市泉町字小山310番地

福島県企業局いわき事業所総務課

電話0246-56-5821

電子メール kigyou.iwaki@pref.fukushima.lg.jp